

仕様書

- 1 事業名 川越市観光スポットPR事業業務委託
- 2 目的
本市を訪れる観光客の滞在時間帯及び来訪エリアが、「日中の一番街周辺部に集中している」本市のオーバーツーリズムの課題に対し、観光スポットの多様な掘り起こしを行い、訴求力のあるタレント等が見方・楽しみ方・行き方等を紹介することで、観光客の回遊性を高め、時間的・場所的分散化を図ると共に、本市の魅力を高め、新たな魅力づくりにつなげることを目的とする。
- 3 委託場所 川越市全域
- 4 委託期間 契約締結の日から令和9年2月5日まで
- 5 支払い方法 完了払い
- 6 委託業務内容
 - (1) 川越市専用冊子（紙媒体A5サイズで印刷、ツヤ有りor無し、フルカラー、20ページ程度想定）を2万部以上制作する。
 - (2) 川越市専用動画（15秒程度、180秒程度）を制作する。
規格：フルHD 縦型・横型
動画のエンコードに関しては、YouTube等への掲載を想定すること。
- 7 事業実施手法
 - (1) 企画・構成
 - (2) 撮影
 - (3) 編集
 - (4) 冊子・動画の制作
- 8 成果物 下記の成果物を発注者へ納品すること。
 - (1) 川越市専用冊子（フルカラー、20ページ想定）
紙媒体：A5サイズ、ツヤ有りor無し、2万部以上
電子データ：PDF
 - (2) 川越市専用動画（MP4）
※成果物は令和9年1月29日までに発注者の確認を受けた状態で納品すること。
※PDF及び動画の納品にあたり、第三者の権利処理、出演者契約、媒体契約その他の事情により納品方法に困難が生じる場合には、事前に発注者と協議すること。
- 9 成果物留意事項
 - (1) 訴求力のあるタレント等を出演させること。なお、候補者3名以上を川越市（以下「発注者」という。）に提案し、発注者と受注者で協議し、1名選定することとする。
 - (2) 紹介するスポットやコースの選定等については、市内の多様な観光資源の活用

を条件とし、受注者、発注者及び発注者が指定する関係者で協議の上、内容を決定することとする。

- (3) タレント等が出演するスポットは8箇所程度、写真（映像）のみのスポットは15箇所程度とすること。
- (4) 第三次川越市観光振興計画の基本理念・基本方針・施策を踏まえて制作すること。
- (5) 専用冊子PDF、動画について、最低12箇所は発注者の使用（市ホームページやデジタルサイネージ等への掲載）を認めること。
- (6) 発注者が取り組んでいるふるさと納税（旅先納税を含む）の情報を効果的に掲載すること。
- (7) ユニバーサルデザインや見やすいフォント（UDフォント）及び色使いに配慮すること。

10 権利の帰属

- (1) この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として発注者に帰属するものとする。
- (2) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者の権利処理、出演者契約、媒体契約その他の事情により著作権の譲渡又は二次利用が困難な場合は、事前に発注者と協議の上、その取り扱いを定めるものとする。

11 仕様の確認

受注者は、発注者、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

12 再委託

受注者は、当業務の一部を第三者に再委託する場合は、以下の事項を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得ること。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託先の事業者名
- (4) 再委託先に対する管理・監督方法
- (5) 再委託先の業務従事者名
- (6) その他発注者が必要と認める事項

13 提出物

受注者は、本契約締結の翌日から起算して10日以内に、下記(1)及び(2)の書類を発注者に提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト

14 業務の中止

- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知のうえ、業務の全部又は一部の履行を中止させることができる。
- (2) 前項の場合において、業務の中止までに受注者が要した経費については、発注

者が業務委託料の中から負担し、受注者は当該経費の内訳書を発注者に提出のうえ、発注者と受注者との協議により、当該金額を決定する。

(3) 第1項の場合において、業務の中止によって不要となった経費については、業務委託料から減額する。

15 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」による。

16 その他

(1) 事業の実施により知り得た事項を第三者に漏らし、利用してはならない。

(2) 撮影時におけるトラブル等については、受注者が適切に対応する。

(3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者、受注者が協議して決定する。

17 担当課

川越市 産業観光部 観光課 観光企画担当（担当 仲田、中村）

所在地 〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

電話番号 049-224-5940（直通）

FAX 049-224-8712

メール kanko★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えること。）